

# 社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 善意銀行に関する規程

## (目的)

第1条 社会福祉法人米原市社会福祉協議会善意銀行（以下「銀行」という）は、すべての人から技術、労力、金品等の善意に基づく拠出をうけ、これを効果的な社会福祉の事業・活動に活用することにより、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

## (所在)

第2条 この銀行は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置運営するものであって、事務所は本会内に置く。

## (事業)

第3条 この銀行は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 善意による技術、労力、金品等の預託を受け、これを効果的に供与する。
- (2) 滋賀県社会福祉協議会の運営する善意銀行との連絡調整。

## (運用)

第4条 この銀行の運用に関する事項は、本会理事会において決定する。

## (事業運営)

第5条 この銀行の適正な運営を図るため、本会総務地域福祉委員会は、事業計画、その他この銀行の運営に関する事項について、会長の諮問に応じ、また意見を具申する。

## (資産)

第6条 この銀行の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 寄付金品
- (2) 資産から生ずる収入

## (会計)

第7条 この銀行の収支は、善意銀行拠点区分とする。

## (会計年度)

第8条 この銀行の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。